

## 平成二十六年年度講義録要約版作成にあたり

「さいたま・水とみどりのアカデミー」四年目、無事終了しました。

日本の都市はその基盤から脆弱です。それを持続可能にするには周囲の水田や森林に都市のバックヤード、あるいはバッファー機能を担ってもらい、都市はそういった後背地とセットで見えていく必要がある。それは歴史的にもそうであったし、米も木材も需要が減り、米価・木材価格が下がった今も、そして将来も、その機能を保全しなければ日本の都市は持続可能なものにならない。

そこで後背地の機能を整理すると、森林の場合は、まず森林の保全が不可欠。それに対する市民協力は、植林はなんとか出来ても、今必要とされる除伐は素人には無理。これはお金を入れて、専門家に頼むしかない。「森林税」は、地下資源を多用し経済効率を上げている、下流域都市の「罰金」と理解しました。

水田の多面的機能は、営農が条件です。農業、あるいはそれに準ずる形で農耕作をしなければ、遊水地機能やヒートアイランド現象緩和や生き物との共生、それをもって都市住民の癒しの場創出といった機能は得られません。

一方、都市住民は水田の減少に少なからず胸を痛め、都市生活の一部に援農や農業体験を取り入れられないかと考え始めています。これはギブ&テイク、すぐにも相互協力が成り立ちそうですが、それがなかなか進みません。その理由はいくつも考えられますが、突き詰めると、農家の都市住民への不信感にあるように思います。日本の農地や農業に対する都市住民の無理解が壁になっている。

田に水を引き込み、維持管理し、泥水に浸かって土地を耕作してきた営農の遙かな時間を理解し、農家と気持を一つにすれば、薄皮を剥ぐように壁は薄くなっていく。そのための学習の必要性を感じて、当アカデミーを続けています。

今年度も多くを学びました。なかでも「土地と水は別物」という話は、農業用水路管理は誰がすべきか考えている折、ショックでした。土地は不動のもの、水は流動するもの、性質が違うのだから同一ではない。確かにそうです。この考えは、私的に地下水を揚水する地盤沈下問題や山林の買い占めによる水源問題に有効です。

しかしこれまで日本の農業は、土地と水をセットで扱ってきました。今後はどういう場

合にセットで扱うのか、その条件を整理し明確にして、埼玉県でも「土地の所有権はその上下に及ぶ」という民法二〇七条が外れるような条例を早く作らないといけない、と気がかされました。

もう一つは「水土」という聞き慣れない言葉。かつては「風土」同様、物理的なことから精神的なことにまで使われたそうですが、一般化しなかった。しかし日本列島がモンsoonアジア変動帯に位置することを考えると、「水土」の方がより具体的に意識しやすい。これからは「日本の水土」という言葉に使い慣れていきたいと思いました。

こうしてまだまだ知らないことばかり。都市生活で忘れてしまった、しかし日本人として忘れてはいけないことを今、慌てて学んでいます。遠路、浦和駅前までお越しくくださる先生方、夜間にも拘らず真剣な眼差しで参加してくくださる方々に感謝です。

また本書作成にあたり、農水省の都市農村共生対流事業で見沼の農家と立ち上げた「見沼んぼ見山 de ステップアップⅡ」にご支援いただきました。厚く御礼申し上げます。それでは二十七年度もよろしくお願い致します。

認定NPO法人水のフォーラム理事長 藤原悌子